制定 平成 24 年 11 月 20 日 原規総発第 121120002 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領(原規総発第 120919005 号)の一部を下記のとおり 改正する。

原子力規制委員会

記

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領中別表3及び別表4を別添新旧対照表のように改正する。

附則

この規程は平成24年11月20日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)関係

旧規程

方) 医	1777				
事項 番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
		(新設)			
		(新設)			
1	安全規制管理官付		長官		要
2	安全規制 管理官付		安全規制 管理官		否
3	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定 による製錬事業者の核物質防護規定の変更 の認可(軽徴な変更の認可に関するものに 限る。)に関すること。	長官		要
4	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定 による製錬事業者の核物質防護規定の遵守 状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変 更があった場合における初回の検査に係る ものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>5</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定 による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長		否
		(新設)			
<u>6</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定 による加工施設の溶接検査に関すること。	長官	_	要

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166

新規程

事項 番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律(昭和32年法律第166 号。以下この表において「原子炉等規制 法」という。)第6条第1項の精錬事業の 変更の許可(重要な変更に関するものに限 る。)に関すること。	長官		要
2	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>3</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
4	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>5</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定 による製錬事業者の核物質防護規定の変更 の認可(重要な変更の認可に関するものを 除く。)に関すること。	長官		要
<u>6</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定 による製練事業者の核物質防護規定の遵守 状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変 更があった場合における初回の検査に係る ものを除く。) に関すること。	長官		要
7	核物質防 護室	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定 による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長		否
8	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定 による廃止措置計画の変更の認可(重要な 変更の認可に関するものを除く。)に関す ること。	長官		要
9	安全規制 管理官付		長官		要
<u>10</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定 による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変 更の認可(重要な変更の認可に関するもの を除く。)に関すること。	長官		要
11	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定 による旧製練事業者等の廃止措置の終了確 認に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>12</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可(重要な変更に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>13</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定 による加工施設の設計及び工事の方法の認 可(加工の方法若しくは処理する核燃料物 質の種類の変更、最大処理能力の増加又は 不認可処分に係るものを除く。)に関する こと。	長官		要
14	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定 による加工施設の設計及び工事の方法の変 更の認可(加工の方法者しくは処理する核 燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増 加工は不認可処分に係るものを除く。)に 闘すること。	長官		要
<u>15</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の3第1項の規定 による加工施設の使用前檢查 (加工の方法 若しくは処理する核燃料物質の種類の変 更、最大処理能力の増加又は不合格処分に 係るものを除く。) に関すること。	長官		要
<u>16</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の3第3項の規定 による独立行政法人原子力安全基盤機構に 行わせる使用前検査に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>17</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定 による加工施設の溶接検査 (不合格処分に 係るものを除く。) に関すること。	長官		要

		原子炉等規制法第16条の4第2項の規定		
7	安全規制管理官付	による加工施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官	要
		(4		
		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		
<u>8</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
9	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
<u>10</u>	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定 による核燃料取扱主任者免状の交付に関す ること。	総務課長	要
<u>11</u>	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号 の規定による核燃料取扱主任者試験の実施 に関すること。	長官	要
<u>12</u>	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号 の規定による核燃料物質の取扱いを行う者 に対する資格認定に関すること。	長官	要
<u>13</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定 による加工事業者の核物質防護規定の変更 の認可(<u>軽微な変更の</u> 認可に関するものに 限る。) に関すること。	長官	要
<u>14</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>15</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
		(新設)		
	1			

			1	
<u>18</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定 による加工施設の溶接の方法の認可 <u>(不認</u> 可に係るものを除く。) に関すること。	長官	要
<u>19</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の5第1項の規定 による施設定期検査(加工施設の新設、加 工の方法若しくは処理する核燃料物質の種 類の変更、最大処理能力の増加した場合に おける初回の検査又は不合格処分に係るも のを除く。)に関すること。	長官	要
<u>20</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の5第3項の規定 による独立行政法人原子力安全基盤機構に 行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>21</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	否
<u>22</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。) に関すること。	長官	要
23	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
24	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定 による核燃料取扱主任者免状の交付に関す ること。	総務課長	盃
<u>25</u>	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号 の規定による核燃料取扱主任者試験の実施 に関すること。	総務課長	盃
<u>26</u>	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号 の規定による核燃料物質の取扱いを行う者 に対する資格認定に関すること。	長官	要
<u>27</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定 による加工事業者の核物質防護規定の変更 の認可(重要な変更の認可に関するものを 除く。)に関すること。	長官	要
<u>28</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>29</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>30</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
31	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	<u>長官</u>	要
32	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	<u>要</u>
<u>33</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官	<u>要</u>
34	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条第1項の規定によ る変更の許可(重要な変更に係るものを除 く。)に関すること。	長官	要
<u>35</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条第4項において準 用する第24条第2項の規定による原子力 委員会の意見聴取(重要な変更に係るもの を除く。)に関すること。	長官	要
<u>36</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定 による変更の許可(重要な変更に係るもの を除く。)に関すること。	長官	要
<u>37</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官	要

		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		
<u>16</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定 による原子炉施設の溶接検査に関するこ と。	長官	要
<u>17</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定 による原子炉施設の溶接の方法の認可に関 すること。	長官	要
<u>18</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定 による原子炉施設のうち輸入したものの溶 接の方法の認可に関すること。	長官	要
		(新設)		
<u>19</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
20	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
21	総務課	原子炉等規制法第41条第1項の規定によ る原子炉主任技術者免状の交付に関するこ	総務課長	要
22	総務課	と。 原子炉等規制法第41条第1項第1号の規 定による原子炉主任技術者試験の実施に関 すること。	長官	要
<u>23</u>	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規 定による原子炉の取扱いを行う者に対する 資格認定に関すること。	長官	 要
<u>24</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定 による原子炉設置者の核物質防護規定の変 更の認可(<u>軽微な変更の認可に関するもの</u> に限る。) に関すること。	長官	要
<u>25</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。) に関すること。	長官	要
<u>26</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
		(新設)		

<u>38</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の方法の認可(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加 又は不認可に係るものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
<u>39</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第2項の規定によ る設計及び工事の方法の変更の認可(原子 炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数 の増加又は不認可に係るものを除く。に関 すること。	<u>長官</u>		要
40	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第1項の規定による原子炉施設の使用前検査(原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加若しくは基数の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
41	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第3項の規定によ <u>る独立行政法人原子力安全基盤機構に行わ</u> せる使用前檢査に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
42	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定 による原子炉施設の溶接検査 <u>(不合格処分 に係るものを除く。)</u> に関すること。	長官		要
43	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定 による原子炉施設の溶接の方法の認可 <u>(不 認可に係るものを除く。)</u> に関すること。	長官		要
44	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定 による原子炉施設のうち輸入したものの溶 接の方法の認可 <u>(不認可に係るものを除</u> <u>く。)</u> に関すること。	長官		要
<u>45</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第1項の規定によ	<u>長官</u>		要
<u>46</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第29条第1項の規定による施設定期検査(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加若しくは設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
47	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第29条第3項において準 用する第16条の3第3項の規定による独 立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる 施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官		盃
48	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第1項の規定による原子炉設置者の保安規定の変更の認可 (重要な変更の認可に関するものを除 く。) に関すること。	長官		要
49	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>50</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>51</u>	総務課	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関すること	総務課長		盃
<u>52</u>	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規 定による原子炉主任技術者試験の実施に関 すること。	総務課長		否
<u>53</u>	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規 定による原子炉の取扱いを行う者に対する 資格認定に関すること。	長官		要
<u>54</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定 による原子炉設置者の核物質防護規定の変 更の認可(<u>重要な変更の認可に関するもの</u> <u>を除く。</u>) に関すること。	長官		要
<u>55</u>	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による原子炉設置者の核質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>56</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長		否
<u>57</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項に おいて準用する第12条の6第3項の規定 による廃止措置計画の変更の認可(重要な 変更の認可に関するものを除く。)に関す ること。	長官		要
		i			

		(新設)		
		(新設)		
<u>27</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規 定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査に 関すること。	長官	要
<u>28</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規 定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法 の認可に関すること。	長官	要
		(新設)		

_	1				
<u>58</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項に おいて準用する第12条の6第8項の規定 による廃止措置の終了確認に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>59</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の3第4項に おいて準用する第12条の7第4項の規定 による旧原子炉設置者等の廃止措置計画の 変更の認可(重要な変更の認可に関するも のを除く。)に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>60</u>	安全規制 管理官付		長官		要
61	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定 による変更の許可(重要な変更に係るもの を除く。)に関すること。	長官		要
<u>62</u>	安全規制 管理官付	第43条の7第3項において準用する第4 3条の5の規定による原子力委員会の意見 聴取(重要な変更に係るものを除く。)に 関すること。	<u>長官</u>		要
63	安全規制 管理官付	原子戸等規制法第43条の8第1項の規定 による設計及び工事の方法の認可(使用済 燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重 要な設備に係るもの又は不認可処分に係る ものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>64</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定 による設計及び工事の方法の変更の認可 (使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等 のうち重要な設備に係るもの又は不認可処 分に係るものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
<u>65</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の9第1項の規定 による使用前検査(使用済燃料貯蔵施設の 最大能力の増加等の重要な工事をした場合 における初回の検査に係るもの又は不合格 処分に係るものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>66</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の9第3項の規定 による独立行政法人原子力安全基盤機構に 行わせる使用前検査に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	盃
<u>67</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査 (不合格処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
<u>68</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>69</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第4項の規 定による使用済燃料貯蔵施設の検査に関す ること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
<u>70</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の11第1項の規定による施設定期検査(初回の検査に係るもの、使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
71	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の11第3項において準用する第16条の3第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>72</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	<u>長官</u>		要

<u>29</u>	安全規制管理官付	原子坪等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の 遺守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関 すること。	長官	要
<u>30</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による 職員の指定に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>31</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に 関するものに限る。)に関すること。	長官	要
<u>32</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(接査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
33	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
		(新設)		
34	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定 による再処理施設の溶接検査に関するこ と。	長官	要
<u>35</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定 による再処理施設の溶接の方法の認可に関 すること。	長官	 要
		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		

<u>73</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の 遺守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関 すること。	長官	要
<u>74</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による 職員の指定に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>75</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第1項の規 定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防 護規定の変更の認可(<u>重要な変更の認可に</u> 関 <u>するものを除く。</u>) に関すること。	長官	要
<u>76</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核節関防護規定の遵守状況の検査(接査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
77	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>78</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の27第3項において連用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>79</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官	<u>要</u>
<u>80</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>81</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の28第4項にお いて準用する第12条の7第9項の規定に よる旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置 の終了確認に関すること。	<u>長官</u>	要
<u>82</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定 による再処理事業の変更の許可(再処理施 設の建物の新設若しくは増設に係るもの又 は不許可処分に係るものを除く。)に関す ること。	<u>長官</u>	要
<u>83</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第1項の規定によ	長官	要
<u>84</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第2項の規定によ ろ再処理施設の設計及び工事の方法の変更 の認可(再処理施設の建物の新設若しくは 増設に係るもの又は不合格処分に係るもの を除く。)に関すること。	長官	要
<u>85</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条第1項の規定によ る再処理施設の使用前検査(再処理施設の 建物の新設若しくは増設に係るもの又は不 合格処分に係るものを除く。)に関するこ と。	<u>長官</u>	要
<u>86</u>	安全規制 管理官付		<u>安全規制</u> 管理官	<u>否</u>
<u>87</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定 による再処理施設の溶接検査 <u>(不合格処分 に係るものを除く。)</u> に関すること。	長官	要
88	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定 による再処理施設の溶接の方法の認可 <u>(不</u> <u>認可に係るものを除く。)</u> に関すること。	長官	 要
<u>89</u>	安全規制 管理官付	原子庁等規制法第46条の2の2第1項の 起定による再処理施設の施設定期検査(再 処理施設の建物を新設若しくは増設した場 合における初回の検査に係るもの又は不合 格処分に係るものを除く。)に関するこ とこ	長官	要
90	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2の2第3項に おいて準用する第16条の5第3項の規定 による独立行政法人原子力安全基盤機構に 行わせる施設定期検査に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官	查
91	安全規制 管理官付		長官	<u>要</u>

<u>36</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。) に関すること。	長官	要
<u>37</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
38	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定 による再処理事業者の核物質防護規定の変 更の認可(<u>軽微な変更の認可に関するもの</u> に限る。) に関すること。	長官	要
<u>39</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
40	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
		(新設)		
41	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定 による特定廃棄物埋設施設 <u>及び</u> 特定廃棄物 管理施設の溶接検査に関すること。	長官	要
42	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定 による特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物 管理施設の溶接の方法の認可に関するこ と。	長官	要
		(新設)		
_				

_				
<u>92</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の適守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。) に関すること。	長官	要
93	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準 用する第12条第6項の規定による検査を 行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
<u>94</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定 による再処理事業者の核物質防護規定の変 更の認可(重要な変更の認可に関するもの 全除く。) に関すること。	長官	要
<u>95</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加双注変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>96</u>	核物質防 護室	る検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>97</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	<u>要</u>
<u>98</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官	<u>要</u>
<u>99</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条第4項において準 用する第12条の7第4項の規定による旧 再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認 可(重要な変更の認可に関するものを除 く。)に関すること。	長官	要
100	安全規制 管理官付		長官	要
<u>101</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定 による廃棄の事業の変更の許可(重要な変 更に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
102	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の6第1項及び第 2項の規定による確認に関すること。	長官	要
103	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定 による設計及び工事の方法の認可(特定廃 棄物理設施設又は特定廃棄物管理施設の最 太能力の増加等のうち重要な設備に係るも の又は不認可処分を除く。)に関するこ と。	長官	<u>要</u>
<u>104</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定 による設計及び工事の方法の変更の認可 、特定廃棄物理設施設又は特定廃棄物管理 施設の最大能力の増加等のうら重要な設備 に係るもの又は不認可処分を除く。)に関 すること。	長官	<u> </u>
<u>105</u>	安全規制 管理官付		長官	<u>要</u>
<u>106</u>	安全規制 管理官付		安全規制 管理官	否
107	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定 による特定廃棄物埋設施設 <u>又</u> は特定廃棄物 管理施設の溶接検査 <u>(不合格処分に係るも</u> <u>のを除く。)</u> に関すること。	長官	要
108	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定 による特定廃棄物埋設施設 <u>又は</u> 特定廃棄物 管理施設の溶接の方法の認可 <u>(不認可に係るものを除く。)</u> に関すること。	長官	要
<u>109</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第4項の規定 による特定廃棄物理設施設又は特定廃棄物 管理施設の検査に関すること。	<u>長官</u>	要

	1			
		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		
43	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の適守状況 の検査・候益の基本方針、検査項目の大幅 な追加又は変更があった場合における初回 の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
44	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>45</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に関するものに限る。)に関すること。	長官	要
<u>46</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合に対して関係を対して場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、場合に対して、	長官	要
<u>47</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
		(新設)		
48	安全規制管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(原子炉等規制 法第56条の3第1項の規定により保安規 定を定めなければならない者に係るものを 除く。)に関すること。	長官	要
<u>49</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
		(新設)		
<u>50</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定 による使用施設等の溶接検査に関するこ と。	長官	要
		(新設)		

110	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の10第1項の規定による施設定開始者(初回の検査に係る あの、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物 管理施設の最大能力の増加等の重要な工事 をした場合の初回の検査に係るもの又は不 合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>111</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の10第3項において準用する第16条の5第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官	盃
112	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
113	安全規制 管理官付	原子庁等規制法第51条の18第5項の規 定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況 の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅 な追加又は変更があった場合における初回 の検査に係るものを除く。)に関するこ と。	長官	要
<u>114</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>115</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第1項の規 定による廃棄事業者の核物質防護規定の変 更の認可(<u>重要な変更の認可に関するもの</u> <u>を除く。</u>) に関すること。	長官	要
116	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の廃棄、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く)に関すること。	長官	要
117	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>118</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第2項 の規定による坑道の閉鎖の工程ごとの確認 に関すること。	<u>長官</u>	<u>要</u>
119	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第3項 において準用する第12条の6第3項の規 定による閉鎖措置計画の変更の認可(重要 な変更の認可に関するものを除く。)に関 すること。	長官	要
120	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の25第3項にお いて準用する第12条の6第3項の規定に よる廃止措置計画の変更の認可(重要な変 更の認可に関するものを除く。)に関する こと。	<u>長官</u>	要
<u>121</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	<u>長官</u>	要
122	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の26第4項において連用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>	要
<u>123</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の26第4項にお いて準用する第12条の7第9項の規定に よる旧廃棄事業者等の廃止措置の終了確認 に関すること。	<u>長官</u>	要
124	安全規制管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
125	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保制法第56条の3第1項の規定により保免規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関すること。	長官	要
126	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の2第1項の規定 による施設検査(使用施設本体の最大能力 の増加等の重要な工事をした場合における 初回の検査に係るもの又は不合格処分に係 るものを除く。)に関すること。	<u>長官</u>	要
127	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定 による使用施設等の溶接檢査(原子炉等規 制法第56条の3第1項の規定により保安 規定を定めなければならない者に対する不 合格処分に係るものを除く。)に関するこ と。	長官	要
128	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第1項の規定 による保安規定の変更の認可(重要な変更 の認可に関するものを除く。)に関するこ と。	長官	要

<u>51</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定 による使用者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>52</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官	否
<u>53</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定 による使用者の核物質防護規定の変更の認 可(軽微な変更の認可に関するものに限 る。)に関すること。	長官	要
<u>54</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く)に関すること。	長官	要
<u>55</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>56</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定 による使用者の廃止措置計画の認可(原子 炉等規制法第56条の3第1項の規定によ り保安規定を定めなければならない者に係 る認可を除く。)に関すること。	長官	要
<u>57</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可を除く。)に関すること。	長官	要
<u>58</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者の廃止措置計画の終了の確認(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。)に関すること。	長官	要
<u>59</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定 による旧使用者等の廃止措置計画の認可 (原子炉等規制法第56条の3第1項の規 定により保安規定を定めなければならない 者に係る認可を除く。)に関すること。	長官	要
<u>60</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可に関すること(原子炉築規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。)。	長官	要
<u>61</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の終了の確認 (原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。) に関すること。	長官	要
<u>62</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関す ること。	長官	要
<u>63</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関す ること。	長官	要
<u>64</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関すること (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。)第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計の承認をしたものに限る)。	長官	要
<u>65</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定 による特定核燃料物質の運搬に関する取決 めの締結確認に関すること <u>(軽微なものに 限る)</u> 。	長官	要
<u>66</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定 による工場等の資材等に含まれる放射性物 質の放射能濃度についての確認に関するこ と。	長官	要
<u>67</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定 による工場等の資材等に含まれる放射性物 質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認 可に関すること。	長官	要

<u>129</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定 による使用者の保安規定の適守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加 又は変更があった場合における初回の検査 に係るものを除く。)に関すること。	長官	要
<u>130</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制 管理官	否
<u>131</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定 による使用者の核物質防護規定の変更の認 可(重要な変更の認可に関するものを除 く。)に関すること。	長官	要
132	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵変更守状況の検査(検査項目の大幅な迫加又遵変更があった場合における初回の検査に係るものを除く)に関すること。	長官	要
<u>133</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長	否
<u>134</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定 による使用者の廃止措置計画の認可(原子 炉等規制法第56条の3第1項の規定によ り保安規定を定めなければならない者に係 る認可を除く。)に関すること。	長官	要
135	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
136	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	長官	要
137	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定 による旧使用者等の廃止措置計画の認可 (原子炉等規制法第56条の3第1項の規 定により保安規定を定めなければならない 者に係る認可を除く。)に関すること。	長官	要
138	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
139	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の終了の確認 に関すること。	長官	要
140	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関す ること。	長官	要
<u>141</u>	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関すること。	長官	要
142	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関すること	長官	要
143	核物質防 護室	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定 による特定核燃料物質の運搬に関する取決 めの締結確認に関すること。	原子力防 災課長	盃
144	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定 による工場等の資材等に含まれる放射性物 質の放射能濃度についての確認に関するこ と。	長官	要
<u>145</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定 による工場等の資材等に含まれる放射性物 質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認 可に関すること。	長官	要

		(新設)			
		(新設)			
<u>68</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の3第8項のにおいて準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否
<u>69</u>	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項 までの規定による報告徴収(第66条の2 第1項の申告に基づいて行う調査のために 行うものに限る。)に関すること。 原子炉等規制法第68条第1項から第3項	長官	政策評 価・広報 課長	否
<u>70</u>	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項 まで及び第5項の規定による立入検査(第 66条の2第1項の申告に基づいて行う調 査のために行うものに限る。)に関するこ と。	長官	政策評 価・広報 課長	否
71	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査(検査の規定による立入検査(検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る(前号の立入検査を除く。))に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
<u>72</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第第71条第5項の規定に よる同法第52条第1項の使用の許可又は 第55条第1項の使用の変更の許可にあ たっての文部科学大臣の意見の職取に関す ること(原子炉等規制法第56条の3第1 項の規定により保安規定を定めなければな らない者の使用を除く。)。	長官		要
<u>73</u>	核物質防 護室	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること (軽徹な変更の認可に関するものに限る。)	長官		要
74	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又 は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課室 長等	総長が原外では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	否
<u>75</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の 規定による第61条の2第1項の放射能濃 度の確認及び同条第2項の測定方法の認可 をしたときの環境大臣への連絡に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
<u>76</u>	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律施行令(昭和32年政令第3 24号。以下この表において「原子炉等規 制法施行令」という。)第62条第2項の 規定による届出の文部科学大臣等への写し の送付に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
77	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
<u>78</u>	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第6項の規 定による処分の文部科学大臣等への通報に 関すること。	安全規制管理官	総務課長	否

146 空土電報 空上電子照明 空上電子照明 空上電子 空上に 空ーに	本生規則 管理官付 による特定原子力施設の指定及び解除の公 示に関すること。 女生規則 による特定原子力施設の指定及び解除の公 管理官 女生規制 による実施計画の変更の認可(重要な変更 の認可に関するものを除く。)に関するこ と。 長官 147 管理官付 の認可に関するものを除く。)に関すること。 長官 少と。 原子炉等規制法第64条の3第8項のにお 安全規制 いて準用する第12条第6項の規定による 特定原子力事業者等への検査を行う職員の 指定に関すること。 安全規制 管理官	
142 安全規制	24.4 安全規制 による実施計画の変更の認可(重要な変更 の認可に関するものを除く。) に関すること。 長官 原子炉等規制法第64条の3第8項のにお安全規制 次全規制 サイルで増用する第12条第6項の規定による管理官付特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	要
42	安全規制 いて準用する第12条第6項の規定による 安全規制 管理官付 特定原子力事業者等への検査を行う職員の 管理官 指定に関すること。	_
140	EST T LES MAN LED HEILY LE MAN OF THE MAN THE A L. S. MAN A 1975	否
150 主管課等 特征 (現在) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	149 主管課等 までの規定による報告徴収(第66条の2 第1項の申告に基づいて行う調査のために 行うものに限る。)に関すること。	否
主管課等	まで、第5項 <u>及び第8項</u> の規定による立入 接査(第66条の2第1項の申告に基づい で行う調査のために行うものに限る。)に 版報課長	否
502 安全規制 日本学生	まで <u>第5項及び第8項</u> の規定による立入 検査(検査の適正な遂行のためにただちに 立ち入る必要があるものであって、あらか じめ委員会がその業務のための内部規範を 決定したものに限る(前号の立入検査を除	要
153 空型自社 日記 三日 三日 三日 三日 三日 三日 三日	5 同法第26条第1項又は第26条第の2 5 国 短 元 に よ 2 変更の許可 (重要 3 変更 2 変更 2 変更 2 変更 2 変更 2 変更 3 変更 3 変更	要
154 安全規制 表向5章1項 (重要な変更に係るものを除く。) 又は第52条第1項指上くは第51 表向5章1項 (重要な変更に係るものを除く。) 又は第52条第1項(原子戸等規制法第56条の3第1項に原子に多限を規定定定的保護力が規定により表面に成立。) の規定による近い者に係るものを除く。) の規定による正の定に関于ること。 表官 要で 要で 要で 要で 要で 要で 要で 要	<u>安全規制</u> 25同法第43条の7第1項又は第51条の 5第1項の規定による許可(重要な変更に 係るものを除く。) にあたっての経済産業	<u>要</u>
155	る同法第43条の7第1項若しくは第51	要
156 主管課室 原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。 長等 原子力助災課度の確認及び同条第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の別定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。 核原科物質及び原子炉の規制に関することをの環境大臣への連絡に関することをの環境大臣への連絡に関することをの環境大臣への連絡に関することをの環境大臣への連絡に関することをの環境大臣への連絡に関することをの環境大臣への連絡に関することを表第2項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への可しの送付に関すること。 安全規制 原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 安全規制 原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定正よる確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 安全規制 安全規制 安全規制 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 安全規制 安全規制 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 安全規制 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 安全規制 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 安全規制 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 東子炉等規制法施行等 第一次 東子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 東子炉等規制法施行等 東子炉等 東子炉 東子 東子	核物質防 護室 見の聴取に関すること(<u>重要な変更の認可</u> 長官	要
157 安全規制 管理官付 規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。 158 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。)第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。 159 管理官付 財子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通常に関すること。 160 医全規制管理官付 原子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 否管理官 万全規制管理官付 原子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 東全規制管理官付 第四年 原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 第四年 東全規制原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定 第四年	156 主管課室 原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。 長等 原子力防災課長 原子力防災課の 所写に係るものを	否
158 安全規制 24号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。)第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。 管理官付管理官 159 安全規制管理官 管理官付管理官付定等人の選付に関すること。 安全規制管理官 159 管理官付定等人の選択による届出の文部科学大臣等への明本による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 160 医全規制管理官付置等への通報に関すること。 度本の通報に関すること。 安全規制管理官 原子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 安全規制管理官 原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。 安全規制管理官	安全規制 関定による第61条の2第1項の放射能濃 度の確認及び同条第2項の測定及び評価の 方法の認可をしたときの環境大臣への連絡 管理官	否
159 安主規制 定による確認した場合における文部科学大 安主規制 管理官 日等への通報に関すること。 原子炉等規制法施行令第62条第5項の規 定による確認した場合における文部科学大 管理官 管理官 管理官 管理官 医子炉等規制法施行令第62条第5項の規 管理官 原子炉等規制法施行令第62条第6項の規 安全規制 原子炉等規制法施行令第62条第6項の規 安全規制	に関する法律施行令(昭和32年政令第3 安全規制24号。以下この表において「原子炉等規 管理官付制法施行令」という。)第62条第2項の 規定による届出の文部科学大臣等への写し	否
160 <u>本上税制</u> <u>定による確認した場合における文部科学大</u> <u>管理官</u> <u>でによる確認した場合における文部科学大</u> <u>管理官</u> <u>での</u> <u>第</u> <u>で等への通報に関すること。</u> 「原子炉等規制法施行令第62条第6項の規 <u>ケ</u> <u>ゲ</u> <u></u>	159 女主規制 定による確認した場合における文部科学大 女主規制	否
	160 安主が前 定による確認した場合における文部科学大 安主が前 無理点	否
161 管理官付 関すること。	161 安主規制 定による処分の文部科学大臣等への通報に 安主規制 安正規制 安正規制	否

<u>79</u>	核物質防 護室	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に 関する規則(昭和32年総理府・通商産業 省令第1号)第7条の5第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関する こと。	長官		要
		(新設)			
<u>80</u>	安全規制管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。)第3条の6の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
<u>81</u>	安全規制管理官付	加工規則第3条の16の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設 定期検査の実施にかかる通知書に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
<u>82</u>	総務課	加工規則第8条の8の規定による核燃料取 扱主任者免状の再交付に関すること。	総務課長		<u>要</u>
		(新設)			
<u>83</u>	総務課	加工規則第8条の15の規定による認定課 程の確認に関すること。	長官		要
84	総務課	加工規則第8条の17の規定による認定等 の公示に関すること。	長官		要
<u>85</u>	核物質防 護室	加工規則第9条の3第3号の規定による核 物質防護管理者の要件の認定に関するこ と。	長官		要
		(新設)			
<u>86</u>	核物質防 護室	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する 規則(昭和53年通商産業省令第77号) 第19条の4第3号の規定による核物質防 護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			

<u>162</u>	核物質防 護室	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和32年総理府・通商産業 省令第1号。以下この表において「製錬規 則」という。)第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
<u>163</u>	<u>核物質防</u> 護室	製練規則第7条の6の2において準用する 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する 規則第19条の16の5の規定による必要 な措置の要求に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>164</u>	安全規制管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。)第3条の6の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
<u>165</u>		加工規則第3条の7の規定による使用前検 査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
166	安全規制 管理官付	加工規則第3条の16の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設定期検査の実施にかかる通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>167</u>	安全規制 管理官付		安全規制 管理官		否
168	安全規制 管理官付	加工規則第7条の6第1項第2号ロ及び第 2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
<u>169</u>	総務課	加工規則第8条の8の規定による核燃料取 扱主任者免状の再交付に関すること。	総務課長		否
<u>170</u>	総務課	加工規則第8条の10の規定による試験を 免除するに足る専門的知識等の修得が可能 な課程の認定に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>171</u>	総務課	加工規則第8条の15の規定による認定課 程の確認に関すること。	長官		要
<u>172</u>	総務課	加工規則第8条の17の規定による認定等 の公示に関すること。	総務課長		否
<u>173</u>	核物質防 護室	加工規則第9条の3第3号の規定による核 物質防護管理者の要件の認定に関するこ	長官		要
<u>174</u>	総務課	加工規則第9条の15の2において準用する東用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
175	安全規制 管理官	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する 規則(昭和53年通商産業省令第77号。 以下この表において「実用炉則」という。)第3条の7の規定による使用前検査 合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		盃
<u>176</u>	安全規制 管理官	実用炉則第3条の15の3第1項の機構へ の通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>177</u>	<u>安全規制</u> 管理官	実用炉則第3条の16の規定による施設定 期検査合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		盃
<u>178</u>	安全規制 管理官付		<u>長官</u>		要
<u>179</u>	安全規制 管理官付	実用炉則第13条第1項第2号ロ及び同条 第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
180	核物質防 護室	実用炉則第19条の4第3号の規定による 核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
<u>181</u>	安全規制 管理官付	実用炉則第19条の16の5の規定による 必要な措置の要求に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
<u>182</u>	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。)第3条第2項第9号の設計及び工事の方法の認可の申請書に添付すべき書類に関すること(溶接の方法を除く。)。	安全規制 管理官		否
		·			

		,	•		
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
<u>87</u>	核物質防 護室	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運 転等に関する規則(昭和32年総理府令第 83号、以下この表において「試験炉規 則」という。)第16条の4第3号の規定 による核物質防護管理者の要件の認定に関 すること。	長官		要
		(新設)			
88	核物質防 護室	研究開発段階にある発電の用に供する原子 炉の設置、運転等に関する規則(平成12 年総理府会第122号)第43条第3号の 規定による核物質防護管理者の要件の認定 に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
<u>89</u>	総務課	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関す	総務課長		要
		(新設)			
90	総務課	試験細目規則第14条の規定による認定課 程の確認に関すること。	長官		要
91	総務課	試験細目規則第16条の規定による認定等 の公示に関すること。	長官		否
92	安全規制 管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令112号。以下この 表において「貯蔵規則」という。)第9名 の3第1項及び第3項の規定による原子力 安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係 る通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
93	安全規制管理官付	貯蔵規則第20条の3第1項及び第3項の 規定による原子力安全基盤機構が行う施設 定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
_		(新設)			
94	核物質防 護室	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物 質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
	1	I	Ĭ	L	

<u>183</u>		試験炉規則第3条の6の規定による使用前 検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>184</u>		試験炉規則第3条の16の規定による施設 定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>185</u>	安全規制 管理官付	試験炉規則第12条第1項第2号ロ及び同 条第2項の規定による措置の承認に関する こと。	長官		要
<u>186</u>	核物質防 護室	<u>試験炉規則</u> 第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
<u>187</u>	安全規制 管理官付	研究開発段階にある発電の用に供する原子 炉の設置、運転等に関する規則(平成12 年総理府令第122号。以下この表におい で開炉則」という。)第10条の規定 による使用前検査合格証の交付に関するこ と。	安全規制 管理官		查
<u>188</u>	<u>安全規制</u> 管理官	研開炉則第19条の3第11項の機構への 通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃
<u>189</u>		研開炉則第20条の規定による施設定期検 査合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		查
<u>190</u>	安全規制 管理官付	研開炉則第32条第1項第2号ロ及び同条 第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
<u>191</u>	核物質防 護室	研開炉則第43条第3号の規定による核物 質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
192	安全規制 管理官付	研開炉則第43条の13の2において準用 する実用発電用原子炉の設置、運転等に関 する規則第19条の16の5の規定による 必要な措置の要求に関すること。	長官		<u>要</u>
<u>193</u>	総務課	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和53年総理府今第51号。以下この表において「試験細目規則」という。)第6条の規定による筆記試験合格証の送付に関すること。	総務課長		否
<u>194</u>	総務課	試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	総務課長		否
195	総務課	試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な 課程の認定に関すること。	長官		要
<u>196</u>	総務課	試験細目規則第14条の規定による認定課 程の確認に関すること。	長官		要
<u>197</u>	総務課	試験細目規則第16条の規定による認定等 の公示に関すること。	総務課長		否
<u>198</u>	安全規制 管理官付		安全規制 管理官	総務課長	否
<u>199</u>		貯蔵規則第10条の規定による使用前検査 合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		查
200	安全規制 管理官付	貯蔵規則第13条第1号の規定による承認 に関すること。	長官		要
201	安全規制 管理官付	貯蔵規則第20条の3第1項及び第3項の 規定による原子力安全基盤機構が行う施設 定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
202		貯蔵規則第21条の規定により施設定期検 査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		查
203		貯蔵規則第34条第1項第2号ロ及び第2 項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
204	核物質防 護室	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物 質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要

					1
		(新設)			
<u>95</u>	安全規制管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年総理府令第10号。以下この 表において「再処理規則」という。)第6 条の4第1項及び第3項の規定による原子 力安全基盤機構の使用前検査の実施にかか る通知書に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
<u>96</u>	安全規制管理官付	再処理規則第7条の10の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構の施 設定期検査の実施にかかる通知書に関する こと。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
<u>97</u>	核物質防 護室	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
<u>98</u>	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する 規則(平成20年経済産業省令第23号。 以下この表において、「第一種埋設規則」 という。)第22条前1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前 検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
99	安全規制管理官付	第一種埋設規則第37条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う施 設定期検査の実施に係る通知に関するこ と。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
100	核物質防 護室	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			

<u>205</u>	安全規制 管理官付	貯蔵規則第43条の12の2において準用 する実用炉則第19条の16の5の規定に よる必要な措置の要求に関すること。	<u>長官</u>		要
206	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年総理府令第10号。以下この 表において「再処理規則」という。)第6 条の4第1項及び第3項の規定による原子 力安全基盤機構の使用前検査の実施にかか る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>207</u>		再処理規則第7条の規定による使用前検査 合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		否
<u>208</u>	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の10の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構の施 設定期検査の実施にかかる通知書に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
209	安全規制 管理官付		安全規制 管理官		盃
210	安全規制 管理官付	再処理規則第14条第1項第2号ロ及び第 2項の規定による措置の承認に関するこ と。	<u>長官</u>		要
211	核物質防 護室	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
212	安全規制 管理官付		長官		<u>要</u>
213	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する 規則(平成20年経済産業省令第23号。 以下この表において、「第一種埋設規則」 という。第9条第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う第一種廃棄 物理設に関する確認の実施に係る通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃
<u>214</u>		第一種埋設規則第13条の規定による確認証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		盃
<u>215</u>	安全規制管理官付	第一種埋設規則第22条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う使 用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
216	安全規制 管理官付		安全規制 管理官		盃
217		第一種埋設規則第27条第1号の規定によ 玄承認に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
218	安全規制管理官付	第一種埋設規則第37条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う施 設定期検査の実施に係る通知に関するこ と。	安全規制管理官	総務課長	否
219		第一種埋設規則第39条の規定による施設 定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃
220	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第60条第1項第1号ロ及 び第2項の規定による措置の承認に関する こと。	<u>長官</u>		要
221	核物質防 護室	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
222	安全規制 管理官付		安全規制 管理官	総務課長	查
223	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第9条の規定による確認証 の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		盃

		(新設)			
101	核物質防護室	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する 起則(昭和63年総理府令第1号。以下こ の表において「第二種埋設規則」とい う。」第22条の5第3号の規定による核 物質防護管理者の要件の認定に関するこ と。	長官		要
102	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和63年総理府令第47号。以下この 表において「廃棄物管理規則」という。) 第9条の3第1項及び第3項の規定による 原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実 施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
103	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第20条の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構が行 う施設定期検査の実施に係る通知に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
<u>104</u>	核物質防 護室	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定 による核物質防護管理者の要件の認定に関 すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
<u>105</u>	核物質防 護室	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和3 2年総理府令第84号。以下この表におい て「使用規則」という。)第3条の6第3 号の規定による核物質防護管理者の要件の 認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
106	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承 認容器として使用する期間の更新に関する こと、(外運搬規則第21条第2項の規定に よる核燃料輸送物の設計の承認をしたもの に限る)	長官		<u>要</u>
107	安全規制 管理官付	外運搬規則第23条第3項の規定による容 器承認書の書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
108	安全規制管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規 定による容器承認書の書換えに関するこ	安全規制 管理官		否

<u>224</u>	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第18条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		盃
225	核物質防 護室	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定 による核物質防護管理者の要件の認定に関 すること。	長官		要
226	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。)第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
227	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第10条の規定による使用 前検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
228	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	長官		要
229	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第20条の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構が行 う施設定期検査の実施に係る通知に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
230	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第21条の規定による施設 定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃
231	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第32条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	<u>長官</u>		要
232	核物質防 護室	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定 による核物質防護管理者の要件の認定に関 すること。	長官		要
233	安全規制 管理官付		長官		<u>要</u>
234	安全規制 管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和3 2年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。)第2条の4の規 定による施設検査合格証の交付に関すること。	長官		要
<u>235</u>	安全規制 管理官付		<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		查
236	核物質防 護室	使用規則第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
237	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外におけ	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		盃
238	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。)第20条の規定による運搬確認証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		盃
239	安全規制 管理官付	外運搬規則第21条第2項の規定による核 燃料輸送物の設計承認に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
240	安全規制 管理官付	外運搬規則第22条第1項の規定による容 器承認書の交付に関すること。	安全規制 管理官		盃
241	安全規制 管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承 認容器として使用する期間の更新に関する こと。	<u>安全規制</u> 管理官		盃
242	安全規制 管理官付	器承認書の書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
243	安全規制 管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規 定による容器承認書の書換えに関するこ と。	安全規制 管理官		否

<u>109</u>	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律の規定に基づく独立行政法人 原子力安全盤機構の検査等の実施に関す る省令(平成15年経済産業省令第112 号。以下この表において「原子炉等規制 送上づくJNES検査号」という)第 2条第6号の規定による原子力安全基盤機 構の原子力施設検査員の認定に関すること。	長官	要
110	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づく JNE S検査省令 第3条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の溶接検査員の認定に関すること。	長官	要
111	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第4条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の廃棄物埋設施設確認員の認定に関す ること。	長官	要
112	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第4条の2第7号の規定による原子力安全 基盤機構の放射能濃度確認員の認定すること。	<u>長官</u>	要
113	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第5条第8号の規定による原子力安全基盤 機構の廃棄確認員の認定に関すること。	<u>長官</u>	<u>要</u>
114	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づく J N E S 検査省令 第6条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の運搬物確認員の認定に関すること。	長官	要
<u>115</u>	安全規制管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る独立 行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関 する省令(平成15年文部科学省令第45 号。以下この表において「試験炉等 JN E S確認省令」という。第3条の2第9号 の規定による原子力安全基盤機構の溶接検 査員の認定に関すること。	<u>長官</u>	<u>要</u>
<u>116</u>	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条第7号の 規定による原子力安全基盤機構の放射能濃 度確認員の認定に関すること。	長官	要
117	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条の3第8 号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄 確認員の認定に関すること。	<u>長官</u>	要
118	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第4条第9号の 規定による原子力安全基盤機構の運搬物確 認員の認定に関すること。	<u>長官</u>	要
		(新設)		
		(新設)		
		(新設)		
119	安全規制管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外におけ る運搬に関する技術上の基準に係る細目等 を定める件(平成2年科学技術庁告示第5 号。以下この表において「外運搬技術基準 告示」という。)第41条第5項の規定に よる核燃料輸送物設計承認書の有効期間の 書換えに関すること。	安全規制管理官	否
120	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定 による核燃料輸送物設計承認書の変更の届 出による書換えに関すること。	安全規制 管理官	否
		(新設)	_	
		(新設)		

		技画乳肺质 技嫌乳肺原及が高子層が担制			
	安全規制 管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律の規定に基づく独立行政法人 原子力安全基整機構の検査等の実施に関す る省合(平成15年経済産業省令第112 号。以下この表において「原子炉等規制法 に基づくJNES検査省令」という。)第 2条第6号の規定による原子力安全基盤機 構の原子力施設検査員の認定に関するこ と。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第3条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の溶接検査員の認定に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第4条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の廃棄物埋設施設確認員の認定に関す ること。	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第4条の2第7号の規定による原子力安全 基盤機構の放射能濃度確認員の認定するこ と。	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第5条第8号の規定による原子力安全基盤 機構の廃棄確認員の認定に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令 第6条第9号の規定による原子力安全基盤 機構の運搬物確認員の認定に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る独立 行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関 する省令(平成15年文部科学省令第45 号。以下この表において「試験炉等JNE S確認省うという。)第3条の2第9号 の規定による原子力安全基盤機構の溶接検 査員の認定に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	試験炉等 J N E S 確認省令第3条第7号の 規定による原子力安全基盤機構の放射能濃 度確認員の認定に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	查
	安全規制 管理官付	試験炉等 JNES確認省令第3条の3第8 号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄 確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
	安全規制 管理官付	試験炉等 JNE S確認省令第4条第9号の 規定による原子力安全基盤機構の運搬物確 認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃
	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外連搬技術基準告示」という。)第3条第1項第1号表中ロの規定による特別形核燃料物質等に係る試験の承認に関すること。	長官		要
	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第2項の規定 による核燃料輸送物設計承認書の交付に関 すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		否
	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第3項の規定 による核燃料輸送物設計承認書の有効期間 の更新に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		盃
	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第5項の規定 による核燃料輸送物設計承認書の有効期間 の書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定 による核燃料輸送物設計承認書の変更の届 出による書換えに関すること。	安全規制管理官		否
<u>259</u>	安全規制 管理官付	製練事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号。以下この表において「製練事業者等放射能濃度確認規則」という。)第4条の規定による確認証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		查
	安全規制 管理官付	製練事業者等放射能濃度確認規則第8条第 1項及び第3項の規定による独立行政法人 原子力安全基盤機構が行う確認の実施に係 る通知に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	否

		(新設)			
		(新設)			
(2)	雷気事業	法(昭和39年法律第170号)関係			
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の
1	安全規制管理官付		長官		要否要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
2		電事法第48条第5項の規定による工事計画の審査の延長に関すること。	安全規制 管理官		要
		(新設)			
3	安全規制 管理官付	電事法第50条の2第3項の規定による使 用前安全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
4	安全規制管理官付	電事法第51条第1項の規定による燃料体 検査(新しい燃料の種類の設計に従って加 工した場合における初回の検査に係るもの 又は不合格処分に係るものを除く。)に関 すること。	長官		要
		(新設)			
<u>5</u>	安全規制管理官付	電事法第51条第3項の規定による輸入燃料体検査(新しい燃料の種類の設計に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
<u>6</u>	安全規制 管理官付	<u>電事法第52条第3項の規定による溶接安</u> 全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
7	安全規制 管理官付	電事法第55条第4項の規定による定期安 全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
<u>8</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令(平成24年経済産業省令第二号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。)第6条第2号の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
		(新設)			

<u>261</u>	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射 能濃度についての確認等に関する規則(平 成17年文部科学省令第49号。以下この 表において「試験炉放射企濃度確認規則」 という。)第4条第2項の規定による確認 証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		<u>否</u>
<u>262</u>	安全規制 管理官付	試験炉放射能濃度確認規則第9条第1項及び第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構が行う確認の実施に係る通知に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>	総務課長	<u>否</u>
(2)	電気事業	法(昭和39年法律第170号)関係			
					委員会へ

	管理官付	安全基盤機構か行う確認の実施に係る週辺 に関すること。	官理官		_
(2)	雷気事業	法(昭和39年法律第170号)関係			
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付		長官		要
2	安全規制 管理官付	電事法第47条第1項の規定による工事計画の認可(重要なものを除く。)に関すること。	長官		<u>要</u>
3	安全規制 管理官付	電事法第47条第2項の規定による工事計画の変更の認可(重要な変更に係るものを 除く。)に関すること。	<u>長官</u>		要
4	安全規制 管理官付	電事法第48条第3項の規定による期間の 短縮に関すること。	安全規制 管理官		查
<u>5</u>	安全規制 管理官付		安全規制 管理官		查
<u>6</u>	<u>安全規制</u> 管理官付	電事法第49条第1項の規定による使用前 検査(原子力発電所の設置、原子力発電所 の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の 変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は 不合格処分に係るものを除く。)に関する こと。	<u>長官</u>		<u>要</u>
7	安全規制 管理官付		長官		要
<u>8</u>	安全規制 管理官付	電事法第50条の2第6項及び第7項の規 定による使用前自主検査の実施に係る体制 の審査に係る通知及び評定に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
9	安全規制 管理官付	電事法第51条第1項の規定による燃料体検査(新しい燃料の種類の設計に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
<u>10</u>	安全規制 管理官付		長官		要
11	安全規制 管理官付	電事法第51条第3項の規定による輸入燃料体検査(新しい燃料の種類の設計に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)	長官		要
		(削除)			
<u>12</u>	安全規制 管理官付	電事法第52条第5項の規定による溶接安全管理審査の評定及び通知に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>
<u>13</u>	安全規制 管理官付	董事法第54条第1項の規定による定期検査(原子力発電所の設置、原子力発電所の設置、原子力発電所の登電、原子原本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
		(削除)			
14	安全規制 管理官付		長官		要
<u>15</u>	安全規制 管理官付		長官		要
<u>16</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令(平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。)第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
<u>17</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第15条の規定 による派付書類の省略の指示に関するこ と。	安全規制 管理官		否
		•			

		(新設)			
9	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第18条第4号 の規定による使用前検査の省略の指示に関 すること。	長官		要
		(新設)			
<u>10</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第20条第2項 及び第4項の規定による原子力安全基盤機 構の使用前検査の実施に係る通知書に関す ること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
<u>11</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第25条の規定 による燃料体検査の省略の指示に関するこ と。	長官		要
<u>12</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第1項の 規定による燃料体検査の検査実施要領書の 策定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>13</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構 の燃料体検査の実施に係る通知書に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
<u>14</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第30条第1項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書 の添付書類の省略の指示に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>15</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省今第31第1項の 規定による輸入燃料体検査の検査実施要領 書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>16</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第31第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構 の輸入燃料体検査の実施に係る通知書に関 すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
<u>17</u>	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第56条第2項 及び第4項の規定による原子力安全基盤機 構の定期検査の実施に係る通知書に関する こと。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
_		(新設)			
		(新設)			

<u>18</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第18条第1号 又は第3号の規定による電気工作物の使用 の期間及び方法の承認に関すること。	<u>長官</u>		要
<u>19</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第18条第4号 の規定による使用前検査の省略の指示に関 すること。	長官		要
<u>20</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第20条第1項 の規定による使用前検査の検査実施要領書 の策定に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		查
21	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第20条第2項 及び第4項の規定による原子力安全基盤機 構の使用前検査の実施に係る通知書に関す ること。	安全規制 管理官	総務課長	否
22	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第21条の規定 による使用前検査合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		查
<u>23</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第23条第4項 の規定による使用前検査の実施に係る通知 書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
24	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第25条の規定 による燃料体検査の省略の指示に関するこ と。	長官		要
<u>25</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第1項の 規定による燃料体検査の検査実施要領書の 策定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>26</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構 の燃料体検査の実施に係る通知書に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>27</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第28条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> <u>管理官</u>		盃
<u>28</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第30条第1項た だし書の規定による輸入燃料体検査申請書 の添付書類の省略の指示に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		盃
<u>29</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第31第1項の 規定による輸入燃料体検査の検査実施要領 書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>30</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第31第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の輸入燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
<u>31</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第33条の規定 による燃料体検査合格証の交付に関すること。	<u>安全規制</u> 管理官		盃
<u>32</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第34条第3項 の規定による燃料体検査の実施に係る通知 書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	查
<u>33</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第54条第1項 第1号又は第2号の規定による定期検査の 時期変更の承認に関すること。	<u>長官</u>		要
34	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第56条第1項 の規定による定期検査の検査実施要領書の 策定に関すること。	安全規制 管理官		否
<u>35</u>	安全規制 管理官付		安全規制 管理官	総務課長	否
<u>36</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第57条の規定 による定期検査終了証の交付に関するこ と	安全規制 管理官		<u>否</u>
<u>37</u>	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第58条第4項 の規定による定期検査の実施に係る通知書 に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	查
38	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第60条第3項 第1号または第2号の規定による定期事業 者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
<u>39</u>	安全規制 管理官付		長官		要
40	安全規制 管理官付	発電用核燃料物質に関する技術基準を定め る省令第2条第1項の規定による特殊な加 工の認可(軽易なものに限る。)に関する こと。	長官		要
		i			

	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		

(9)	百子力災宝分等性別世署法	(亚比1:	1 年 注 律 第 1	5	6 무)	四月4天

事項 番号	主管課	吉刈東特別指直法(平成11年法律第156) 専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	原子力防 災課	原子力災害対策特別措置法(平成11年法 律第156号。以下この表において「原災 法」という。)第8条第4項の規定による 原子力防災要員の現況の届出に係る書類の 写しの送付に関すること。	原子力防 災課長	総務課長	否
2	原子力防 災課	原災法第9条第5項の規定による原子力防 災管理者等の選任又は解任の届出に係る書 類の写しの内閣府への送付に関すること。	原子力防 災課長	総務課長	否
3	原子力防 災課	原災法第11条第5項の規定による放射線 測定設備の検査に関すること。	長官		要
4	原子力防 災課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告 に係る書類の写しの送付に関すること。	原子力防 災課長	総務課長	否
		(新設)			

41	安全規制 管理官付	電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する 省令(平成15年経済産業省今第101号、以下この表において「実用炉等のNES検査省合」という。) 第2条 第2年	<u>安全規制</u> 管理官	総務課長	查
<u>42</u>	安全規制 管理官付	実用炉等 JNE S 絵査省 合第3 条第9 号の規 定による原子力安全基盤機構の溶接安全管 理審査員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	查
43	安全規制 管理官付	実用炉等 I NE S検査省令第4条第8号の規 定による原子力安全基盤機構の定期安全管 理審査員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	盃

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	原子力防 災課	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。)第8条第4項の規定による 原子力防災要員の現況の届出に係る書類の 写しの送付に関すること。	原子力防 災課長		否
2	原子力防 災課	原災法第9条第5項の規定による原子力防 災管理者等の選任又は解任の届出に係る書 類の写しの内閣府への送付に関すること。	原子力防 災課長		否
3	原子力防 災課	原災法第11条第5項の規定による放射線 測定設備の検査に関すること。	長官		要
4	原子力防 災課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告 に係る書類の写しの送付に関すること。	原子力防 災課長		否
<u>5</u>	<u>原子力防</u> <u>災課</u>	原災法第32条の第1項の規定による立入 検査 (検査の適正な遂行のためにただちに 立ち入る必要があるものであって、あらか しめ委員会がその業務のための内部規範を 決定したものに限る。) に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>

	(金数)	旧規程					新規程								
(本)	# 20														
(情報)	(事物) (事物) (事物) (事物) (事物) (事物) (事物) (事物)		専決者	合議者	への報		事項				合議者	への報			
(株型)	(制管) (制管)	(新設)					1	主管課等	号。以下この表において「通則法」という。) 第29条第1項の規定による中期目標の公表に	<u>課長</u>	価・広聴				
株式学院を心思している。	株式行政が人間時に 下級 11 年後時間 1 0 3	(新設)					<u>2</u>	主管課等	期借入金の認可に関すること、同条第2項ただ し書の規定による短期借入金の借り換えの認可 に関すること及び同条第4項の規定による短期 借入金の認可についての評価委員会の意見の聴	長官	価・広聴	盃			
単立行き企業人が開発(中級主事を持備を与う。	株立学院成人品開放(収配)年代時期 10.3 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	(新設)					3	主管課等		長官	価・広聴	否			
(新設) (新設) (新設) (本語)	(新茂)	号。以下この表において「通則法」という。) 第62条で準用する第53条第1項の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の 通出についていの独立行政法人評価委員会への	長官	価・広聴	否		4	主管課等	定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の 基準の届出についての独立行政法人評価委員会	長官	政策評 価・広聴	否			
事項	事項	(新設)					<u>5</u>	主管課等	入検査に関すること。(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限	<u>長官</u>	価・広聴	要			
事決者 金藤青 事決者 金藤青 小の報 事決者 金藤青 小の報 事決者 金藤青 小の報 13年出作報名65、以下この款において「校 政衛軍 13年出作第30条	事決者 金融		1 3 年法律	第86号		,		行政機関	劇が行う政策の評価に関する法律(平成 1 ┃	3年法律	第86号				
数報子 13年始報等86号、以下この表において「反 信・企・配 新評価法」という。第6条数年(係6条票 5項において毎月十3場合を含む。)の規定に 1. 名素井側の総務と成への通知及公表に同 7. 名素 1. 2 を 1. 2 を 1. 2 を 2.	1 3年 法律報告 6 9、以下この表において 7 次	番号 王管課 專決事項		合議者	への報			主管課		専決者	合議者	への報			
2 値、広報 次解評価近野 7条的 3月の発生による発動評価 値、元報 接荷課長 否 広報課 改解評価途野 10 条約 2項の現宅による政策評価 後 元報 放棄評	2 値 小聴 外報行配出 (全報3項の規定による多地計画 値 小聴 総務議長 否 公職	政策評 1 価・広聴 京都価法」という。)第6条第4項(第6条第 近報課 はる基本計画の総務大臣への通知及び公表に関	政策評 価・広聴 広報課長	総務課長	否		1	価・広聴	13年法律第86号。以下この表において「政 策評価法」という。)第6条第4項(第6条第 5項において準用する場合を含む。)の規定に よる基本計画の総務大臣への通知及び公表に関	価・広聴	総務課長	否			
3 前・広報 の総称大区への通知度びに当該評価書及びその 値・広聴 総務課長 広報課長 放策評 放策評価法第 11 条重の見定による政策評価の 成業課	3 価・元幣 の総務大臣への通知並びに当該評価需及びその 広報課 政策評 改業評価注第 11 年至の規定による政策評価の 成業課 広報課 「企業に関すること。 (新設) 値・広聴 総務課長 否 広報課 原力の決定による政策部の給 及策評 値・広聴 収入政策への通知及びに当該評価需数しての 広報課 反案に関すること。 第 広報課 校業評 値・広聴 収入政策への反映状況の総務大臣への通知及び 広報課長 の表と関すること。 第 広報課 優別の数定の反映状況の総務大臣への通知及び 広報課長 の表と関すること。 第 広報課 6 広報課 7 公表に関すること。 第 広報課 6 広報課 7 公表に関すること。 第 広報課 6 広報課 7 公表に関すること。 第 大衛 合議者 6 公報 7 会理期 7 会是期 7 会是日 7 会 7 会是日 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会 7 会	2 価・広聴 以東計価伝第イ余第3項の規定による実施計画	価・広聴	総務課長	否		2	価・広聴		価・広聴	総務課長	否			
4 衛・広藤 法果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び 仮・広藤 総務課長 否 広福課 「少公表に関すること。 (新設)	4 価・広聴 結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及 価・広聴 総務課長 否 広報課と び公表に関すること。 (新後)	3 価・広聴 の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその	価・広聴	総務課長	否		3	価・広聴	の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその	価・広聴	総務課長	否			
事項	事項 事項 事決者 合議者 合議者 合議者 合義者	4 価・広聴 結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及	価·広聴	総務課長	否		4	価・広聴	果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び	価・広聴	総務課長	否			
新设 主管課 東決事項 東決者 合議者 への報告の要 全型制 第27条第3項の規定による都道府県知事に対 至生制 至生制 至生制 至生制 至生制 至生制 至生制 三世部	新設 1						(3)	大気汚染	染防止法(昭和43年法律第97号)関係						
(新設) 立会型制度では、大の通知に関すること。 変と規制 管理官付 する通知に関すること。 変と規制 管理官付 する通知に関すること。 変と規制 管理官付 する通知に関すること。 変と規制 事決者 合議者 人の報 委員会 本の報告 (新設) 事決者 合議者 本の報告 (新設) 事決者 合議者 本の要 金規制 事項 事決者 合議者 生管課 事決事項 事決者 合議者 生管課 事項 主管課 事決事項 事決者 合議者 大の要 全規制 第23条第3項の規定による都道府県知事に対 安全規制 生管課 事項 主管課 事項 主管課 事項 主管課 事決事項 事決者 合議者 人の報告の要 主管課 事項 主管課 事決事項 事決者 合議者 人の報告の要 全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 常力 要求 事項 事決者 合議者 人の報告の要 事項 主管課 事政に関すること。 事項 主管課 事政事項 事決者 合議者 人の報告の要 事項 主管課 事政に関すること。 (新設) 工業23条第3項の規定による市町村長に対する 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 等項 事項 事務 事項 事決事項 事決者 合議者 人の報告の要 事項 主管課 事決事項 事決事項 事決者 合議者 企の報告の要 事項 主管課 事決事項 事決事項 事決者 合議者 人の報告の要 第31条条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 第48条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 事務 会定規制 第48条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 事務 会定規制 事務 会定規制 第48条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 事務 会定規制 第48条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 事務 会定規制 事務 会定 表述 表述 事務 会定 表述	1 安全規制 第27条第3項の規定による都道府県知事に対 安全規制 音音 管理官 五 音 五							主管課	専決事項	専決者	合議者	への報			
事項 主管課 専決事項 専決者 合議者 委員会 1 安全規制 第35条第2項の規定による都道府県知事に対 安全規制 告の要 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)関係 事項 書項 事決事項 専決者 合議者 今の報告令の報告 (新設) 金見規制法(昭和45年法律第138号)関係 (新設) 金見規制法(昭和45年法律第98号)関係 事項 主管課 事決事項 専決者 合議者 今の報告の要 (新設) 金見規制法(昭和43年法律第98号)関係 事項書 事業21条第2項の規定による市町村長に対する安全規制管理官 至の報告の要 (7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係事項書 事等書 事等書 事決事項 専決者 合議者 (新設) 第5日 本の報告の事業 本の報告の事業 会員会 (方) 表記 本の報告の事決事項事決事項事決事項事決事項 事業者会 会員会 (新設) 本の報告の表記を表記を可の規定による市町村長に対する安全規制 本の報告の報告の規定となる市町村長に対する安全規制 本の報告の報告の規定となる中間長に対する安全規制	事項 主管課 専決事項 専決者 合議者 への報告の要素を制度を発展しません。 「新設) 「「「「「「「「「「」」」」」」」 「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、	(新設)					1								
新号 本子 本子 本子 本子 本子 本子 本子 本	新設 事状 事状 事状 一						(4)	ダイオき	トシン類対策特別措置法(平成11年法律	第105	号)関係				
(新設)	(新設) 1 管理官付 する通知に関すること。 管理官 五 (5) 水質汚濁防止法 (昭和 4 5 年法律第 1 3 8 9) 関係 専項 事項 事項 事決者 合議者 への報告の要 全全規制 第2 3条第3項の規定による福道府県知事に対 安全規制 管理官付 する通知に関すること。 (6) 騒音規制法 (昭和 4 3 年法律第 9 8 9) 関係 事項 事決事項 専決者 合議者 本の要 各型限制 医型1条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 医型1条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 医型1条第2項の規定による市町村長に対する 医型1 Employ Emp							主管課		専決者	合議者	への報			
事項 主管課 専決事項 専決者 合議者 委員会への報告の要否 1 管理官付 する通知に関すること。 変全規制管理官 変全規制管理官 変全規制管理官 否 (6) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)関係事項 主管課 事決事項 事決事項 事決者合議者への報告の要估の要估定は通知に関すること。 事業日本管理官付通知に関すること。 事業日本管理官付通知に関すること。 変全規制管理官 変全規制管理官 否 (7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係事項 音号 事決事項 事決事項 事決事項 事決事項 事決者合議者への報告の要据号 本 会員会会表現制 事務 本 会員会会表現制 事務 本 会員会会表現制 金額 本 本 会員会会表現利 金額 本 </td <td> 事項 主管課 専決事項 専決事項 専決者 合議者 会員会 への報告の要 全全規制 第23条第3項の規定による都道府県知事に対 安全規制 管理官付 けっ通知に関けること。 (6) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 関係 事項 専決事項 専決者 合議者 会員会 を企規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官付 通知に関けること。 (7) 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 関係 事項 事決事項 専決者 合議者 本の報告の要 安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 本の報告の要 安全規制 安全規制 東決事項 東決者 合議者 本の報告の要 安全規制 安全規制 東決事項 東決者 日本の報告の要 安全規制 東決事項 東決者 日本の報告の要 安全規制 安全规制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全规制 安全規制 安全规制 安全和</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td>第35条第2項の規定による都道府県知事に対 する通知に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>否</td>	事項 主管課 専決事項 専決事項 専決者 合議者 会員会 への報告の要 全全規制 第23条第3項の規定による都道府県知事に対 安全規制 管理官付 けっ通知に関けること。 (6) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 関係 事項 専決事項 専決者 合議者 会員会 を企規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官付 通知に関けること。 (7) 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 関係 事項 事決事項 専決者 合議者 本の報告の要 安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 本の報告の要 安全規制 安全規制 東決事項 東決者 合議者 本の報告の要 安全規制 安全規制 東決事項 東決者 日本の報告の要 安全規制 東決事項 東決者 日本の報告の要 安全規制 安全规制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全規制 安全规制 安全規制 安全规制 安全和	(新設)					<u>1</u>		第35条第2項の規定による都道府県知事に対 する通知に関すること。			否			
(新設) 事決事項 専決者 合議者 への報告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告的。 (6) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)関係事項書号 事項書号 事項書号 事決事項 事決事項 事決者 合議者 本の報告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告の要告	新設 事情 事情 事決事項 事決者 合議者 一の報告の要 安全規制 第23条第3項の規定による都道所県知事に対 安全規制 管理官付 する通知に関すること。 (6) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 関係 事項 事決事項 事決者 合議者 本の報告の要 日本の報告の要 日本の報告の要 日本の報告の要 日本の報告の報告の報告の報告の報告の報告の表示。 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官付 通知に関すること。 (7) 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 関係 事項 事音 事 事 事 事 事 事 事 事							水質汚濟	蜀防止法(昭和45年法律第138号)関	係	1	1 4. p. ^			
(新設) 立 差 規則 管理官付	(新設) 立 差 規制 変 2 多 第 3 項 の規定による都道府県知事に対 方 通知に関すること。 変 規制 変 2 多 第 3 項 の規定による都道府県知事に対 管理官 至 規制 (6) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)関係 事項 事で、事で、事で、事で、事で、事で、者を定規制 管理官が 通知に関すること。 事で、表 全規制 事で、者 全 2 乗の表 で、表 全 2 乗の表 を 2 乗の表 を 2 乗の表 を 2 乗の表 を 3 乗の表 を 3 乗の表 を 3 乗の表 を 4 乗の表 4							主管課	専決事項	専決者	合議者	への報			
事項 事音 事決事項 専決者 合議者 委員会への報告の要估制 五 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 第0要 6 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 第四官 6 第項官 事項 事決者 合議者 6 第3号 事決事項 事決者 合議者 6 第3号 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 6 第2回の規定による市町村長に対する 安全規制	事項 主管課 専決事項 専決者 合議者 委員会 ① 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官 否 (7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係 事項 事労 主管課 専決事項 専決者 合議者 次全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 不	(新設)					1								
(新設) 車子 主管課 専決事項 専決者 合議者 への報告の要告の要告の要素を受ける。 1 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 第理官 第四官 第四官 金屋規制 第四官 第四官 本 本 (7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係 事項 事決事項 事決事項 事決事項 事決事項 事決事項 事決者 合議者 への報告の要告の要素を規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 第二条	新号 主管課 専決事項 専決者 合議者 一の報告の要 安全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官付 通知に関すること。 (7) 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 関係 事項 事件事項 専決事項 専決事項 専決者 合議者 一の報告の要 安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 不不						(6)	騒音規制	引法(昭和43年法律第98号)関係						
(新設) 立 全規制 第21条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 管理官	(新設) 立 全規制 管理官付 (7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係 事項 番号 主管課 番号 (2) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係 事項 番号 事項 番号 事項 番号 事業 事業 事業 事業 事業の概定による市町村長に対する 安全規制 (2) 基準2項の規定による市町村長に対する 安全規制 本の報告の表 本の報告の表 本の報告の表 本の報告の表 (2) 基準2項の規定による市町村長に対する 安全規制							主管課	専決事項	専決者	合議者	への報			
事項 事 事決事項 専決事項 事決者 参員会 合議者 合議者 への報告の要 ちの要 当18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制	事項 事質 事決事項 事決者 会議会 番号 主管課 事決事項 専決者 会議者 「安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制	(新設)					1								
事項 事 事決事項 専決事項 事決者 参員会 合議者 合議者 への報告の要 ちの要 当18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制	事項 事質 事決事項 事決者 会議会 番号 主管課 事決事項 専決者 会議者 「安全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制						(7)	振動規#	引法(昭和51年法律第64号)関係						
(新塾) g 全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 不	(新塾) g 全規制 第18条第2項の規定による市町村長に対する 安全規制 不						事項			専決者	合議者	への報			
		(新設)					1								